

議案参考資料

[平成 31 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

人 事 課 人 事 担 当

議案名

議案第 1 号 桐生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

所掌事項に「市長は、必要があると認めるときは、報酬等の額の適否について審議会の意見を聴くことができる」規定を加えるものです。

概 要

第 2 条に、新たに第 2 項を加えます。

現行	改正案
(所掌事項) 第 2 条 市長は、議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聴くものとする。	(所掌事項) 第 2 条 市長は、議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聴くものとする。 <u>2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる報酬等の額の適否について審議会の意見を聴くことができる。</u>

(施行期日：公布の日)

背景・経過

10 年ぶりの開催となった、平成 23 年の桐生市特別職報酬等審議会答申の付帯事項において、「今後は、このように長い期間にわたって開催されないことのないよう要望する。」と付記されました。

平成 23 年の答申付帯事項を踏まえ、特別職の任期の間に報酬等審議会を開催するため、平成 29 年 8 月 1 日に諮問を行い、同年 11 月 6 日、報酬等の額について据え置くとする答申がありました。